

第5章 計画の推進

Ⅰ 推進体制

福祉のまちづくりを総合的かつ効果的に推進していくためには、行政のみならず、市民や事業者とも相互に連携を図りながら一体となって進めていくことが必要です。

(1) 市民の役割

本条例第4条では、「市民は、福祉のまちづくりについて理解を深め、自ら福祉のまちづくりに努めるとともに、相互に協力して福祉のまちづくりを推進する責務を有する」と定めています。

市民は、ユニバーサルデザインに基づく福祉のまちづくりの取組について理解を深めるとともに、積極的に参画することで、その推進に寄与することが求められます。

(2) 事業者の役割

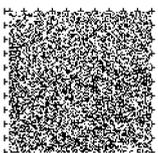
本条例第5条では、「事業者は、その事業活動に関し、その所有し、又は管理する施設及び物品並びに提供するサービスについて、自ら福祉のまちづくりに努めるとともに、他の事業者と協力して福祉のまちづくりを推進する責務を有する」と定めています。

事業者は、施設の新築や改修をする場合、ユニバーサルデザインに基づく整備を進めるとともに、やさしさや思いやりを持って、目配りや気配りなどに配慮したサービスの提供に努めることが求められます。

(3) 行政の役割

本条例第3条では、「市は、市民及び事業者の参加と協力の下に、福祉のまちづくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する」と定めています。

市は、ユニバーサルデザインに基づく福祉のまちづくりを推進するため、職員一人ひとりがユニバーサルデザインを基本とした福祉のまちづくりを更に認識し、施策を実行することが求められます。



2 周知・普及啓発

福祉のまちづくりを進めるうえでは、市民や事業者、行政などの計画に関係する全ての人々が共通の理解を持つことが必要です。

そのため、「市報ちょうふ」や市のホームページなどを通じて、本計画を広く市民に周知し、普及啓発に努めます。

3 進行管理

本計画の推進のため、PDCAサイクル（P（計画）、D（実施）、C（評価）、A（見直し））の考え方にに基づき進行管理を実施し、計画全体の継続的な改善を図ります。

進行管理については、調布市福祉のまちづくり連絡会において行うとともに、必要に応じて調布市地域福祉推進会議において報告を行います。

